

清須市地域公共交通計画の概要（令和2年度～令和6年度）

1 計画策定の趣旨

- 「清須市地域公共交通網形成計画」が令和元年度をもって計画期間の満了を迎える。
- 平成30年10月1日に「きよす あしがるバス」の大規模なルート・ダイヤ改正を実施し、利用者数は順調に推移している。
- これまでの取組により形成してきた地域公共交通ネットワークを今後も持続的なものとするため、新たな計画を策定する。

2 計画の内容

清須市の交通将来像

誰もが移動しやすいまち清須

【交通将来像の実現に向けた基本方針】

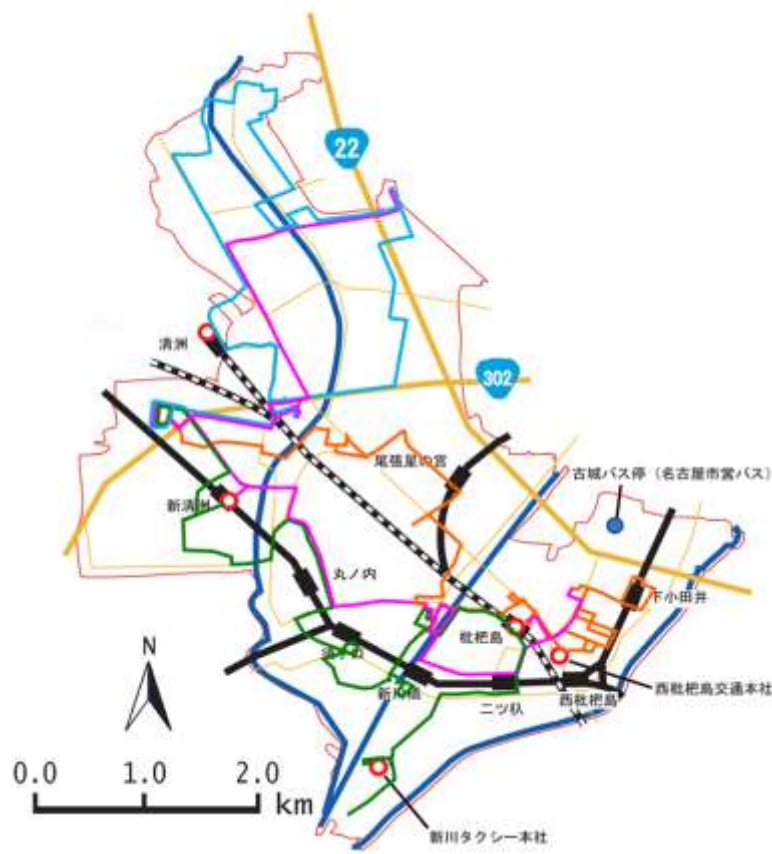
- 基本方針Ⅰ 既設の鉄道網を生かした地域公共交通ネットワークの形成
- 基本方針Ⅱ 地域公共交通を利用しやすい環境整備の推進
- 基本方針Ⅲ 地域公共交通事業推進のための関係者の連携

3 計画の達成状況に関する評価

- 清須市地域公共交通会議が中心となって、市民・交通事業者などの多様な関係者と連携を図りながら、計画の進捗管理を行う。
- 計画期間の最終年度に清須市地域公共交通会議にて計画の見直しを実施することを基本とするが、毎年度実施する計画の達成状況に関する評価を踏まえ、計画期間中であっても適宜見直し・改善を行う。
- 「きよす あしがるバス」の運行を国庫補助金の対象事業とするため、地域公共交通確保維持事業における進捗管理についても、清須市地域公共交通会議で実施する。

清須市の交通網、目標・達成指標、実施施策（実施主体）

清須市の交通網



凡例

- 河川(庄内川、新川、五島川)
- 鉄道(JR線)
- 鉄道(名鉄線、東海交通事業城北線)
- 鉄道駅
- 主要道(名古屋第二環状自動車道、名古屋高速、国道22号線、国道302号線)
- 一般道
- バス停(名古屋市営バス)
- タクシー乗り場
- コミュニティバス

目標・達成指標

基本方針	目標	達成指標	実施施策（実施主体）	
基本方針Ⅰ	目標① あしがるバスを核とした移動利便性の向上	・鉄道との乗継を考慮したあしがるバスのルート設定	①あしがるバスの運行（市・あしがるバス運行事業者）	
		・あしがるバスの収支率※1	11.0%（H30） ≧ 8.9%（R6）	②あしがるバスのルート・ダイヤの最適化（市・あしがるバス運行事業者）
	・あしがるバスを利用したことがある人の割合	16.0%（H30） ≧ 基準値から上昇（R5）		
	・あしがるバスの利用者数（年間）	69,986人（H30） ≧ 101,100人（R6）		
	・あしがるバスの利用者数（1便あたり）	5.6人（H30） ≧ 6.5人（R6）		
	・市の財政負担額（利用者1人あたり）	900円（R3） ≧ 800円（R6）		
	目標② 鉄道・バスを利用できない障害者・要介護者等を対象とした移動手段（STS※2）の確保	・タクシー料金助成制度の継続実施	③タクシー料金助成制度の実施（市）	
	・福祉有償運送制度の継続実施	④福祉有償運送制度の適切な運用（市・NPO法人等）		
	目標③ 市内観光施設を巡る移動手段の確保	・レンタサイクルの利用者数（年間）	77人（H30） ≧ 150人（R6）	⑤レンタサイクル事業の実施（市・観光協会）
	基本方針Ⅱ	目標④ 地域公共交通に関する積極的な情報発信	・あしがるバス利用促進イベント等の開催回数	2回（H30） ≧ 1回以上（R6）
・あしがるバス一日無料デーの参加者数			383人（H30） ≧ 400人程度（R6）	⑦あしがるバス一日無料デーの実施（市・あしがるバス運行事業者）
・コミュニティバス乗り方教室の開催回数		2回（H30） ≧ 1回以上（R6）	⑧コミュニティバス乗り方教室の実施（市・学校・市民・あしがるバス運行事業者）	
・タクシーに関する情報発信			⑨タクシーに関する情報発信（タクシー協会・タクシー事業者・市）	
目標⑤ 地域公共交通サービスの充実	・バスロケーションシステムの運用	⑩バスロケーションシステムの周知（市・あしがるバス運行事業者）		
・バス情報のオープンデータ化	⑪バス情報のオープンデータ化の推進（市・あしがるバス運行事業者）			
基本方針Ⅲ	目標⑥ 安心・安全かつ円滑・快適に利用できる駅前環境の整備	・自転車等放置禁止区域の見回りの実施	⑫自転車等駐車対策事業（市）	
		・土地区画整理事業の推進	⑬駅前の土地区画整理事業（市・組合・市民）	
	目標⑦ 市民・交通事業者・行政の協議の場づくり	・地域公共交通会議の開催回数	3回（H30） ≧ 3回以上（R6）	⑭地域公共交通会議の開催（市・市民・交通事業者・関係団体）
・地域公共交通会議への市民委員の参加				
目標⑧ 市民ニーズの把握	・市民アンケート調査等の実施		⑮市民アンケート調査等の実施（市・市民）	

※1 平成30年10月に3路線から4路線に増加したことに伴い、平成30年度に対して令和6年度の値が減少する。

※2 STS（Special Transport Service スペシャル・トランスポート・サービス）とは、障害者、要介護者等の移動制約者を対象とした個別輸送サービスの総称。